

火災保険金請求書

FIRE LOSS CLAIM

20 年 月 日
Date

保険種別 (申込の種別) を○で囲む	普通火災	住宅火災	その他
	住宅総合	店舗総合	

受付年月日印	支払年月日印

- ◆下記の内容が事実と相違ないことを確認し、保険金を請求しますので、下記支払い指図のとおりお支払いください。
- ◆Since I confirm the following contents are true and correct, I will claim the money ask you to proceed with payment as instructed below.

(個人情報の利用目的)
お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応(関係先への照会等の事実関係の調査や関係する損害保険について損害保険会社間の確認を含みます)、保険金のお支払いを行うために利用させていただきます。
(Purpose of use of personal information)
Customer's personal information will be used in order for us to decide claim acceptance, take action for the accident (including inquiry to and from compaines concerned, survey of facts, and confirmation with other non-life insurance companies), and to proceed with claim payment.

- ◆裏面には損害保険金と付随する費用保険金についての概要を説明したご案内がございますのでご一読願います。

住所
Address
被保険者
Insured
氏名
Name

印

保険契約者 Proposer	目的所在地 Location
証券番号 Policy No.	事故日時 Time & Date of Loss
保険金額 Amount Insured	事故原因 Origin & Cause of Loss
保険期間 Policy Term	質権者及び金額 Mortgage
事故状況 Story of Loss	

警察署への届出(盗難事故の場合)

届出警察署	警察署 派出所
届出年月日	年 月 日
届出人氏名	(保険金請求者と同じ)
届出受理番号	第 号

他の保険契約の有無

他の保険契約	有 無
保険会社名	
保険種目	
保険の目的	
保険金額	円

扱店	支店	銀行 信組 信金 農協	支店 支所	店番号
		普通・総合 当座 貯蓄 別段	口座番号	
扱代理店	代理店	郵便局 通帳記号	通帳番号	
		1 0		1
	コード番号()	口座名義 (カタカナ)		

保険会社使用欄

(1)主契約 Fire

No.	目的	保険価額(千円)	損害率(%)	損害額(円)	保険金額(千円)	免責金額(円)	損害保険金(円)	合計保険金(円)
Total 計							a	

(2)臨時費用保険(有・無) Tempolary Expense, その他

(計算式)

合計保険金 Total Am't of Claim	a + b	円
b	円	担当者
		課所長
		支店長

損害保険金と付随する費用保険金のご案内

ニューインディア保険会社

火災保険では、保険の目的に生じた損害についての損害保険金とそれに付随してお支払できる保険金（費用保険金）がございます。

ご案内は損害保険金、費用保険金についての概要を説明したものです。保険の種別や種別や契約内容によって担保する損害やお支払する金額が異なりますので、くわしい内容・条件につきましては保険証券や約款をご覧ください。担当者までお問い合わせください。

● 損害保険金

1. 火災・落雷・破裂または爆発（破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破裂またはその現象をいう）によって保険の目的に生じた損害
2. 台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災（こう水、高潮等を除きます）、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪害（融雪こう水を除きます）によって保険の目的が損害を受け、損害の額が20万円以上となった場合。住宅火災または住宅総合の契約で風災等支払方法変更特約（デタクティブル型）を付帯した場合、損害保険金は1回の事故につき免責金額5万円を差し引いた残額となります。
3. 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって保険の目的に生じた損害（台風、暴風雨、豪雨等による風災また砂じん・紛じん・煤煙その他類する物もしくはこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災は除きます）
4. 給排水設備（スプリンクラ設備・装置を含みます）に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水、溢水による水漏れ（台風、暴風雨、豪雨等による風災またこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災は除きます）
5. 騒じょうおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
6. 盗難（強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます）によって保険の目的について生じた盗取、き損または汚損の損害
7. 家財や商品が目的である場合に、保険証券記載の建物内で発生した通貨や預貯金証書（通帳や自動引出カードを含む）の盗難によって損害が発生した場合
8. 家財が保険の目的である場合に、保険証券記載の建物から被保険者または被保険者と生計を共にする同居の親族によって持ち出された家財（持ち出し家財）が、日本国内の他の建物（アーケード、地下道等のもっぱら通路に利用されるものを除く）で生じた事故（火災、落雷、破裂または爆発、台風、盗難等の事故）によって損害が発生した場合
9. 台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災によって保険の目的が約款に規定された損害に該当する場合

● 臨時費用保険金（盗難、持ち出し家財、水災は除きます）

上記の「1から5」の事故によりお支払いする損害保険金の30%が対象になります。

上記「9」の事故で、住宅総合または店舗総合の契約に水災支払方法変更特約が付帯されていた場合、水害保険金の30%が対象になります。

* 保険の種別によって1構内ごとの限度額が異なります。

● 残存物取片付費用保険金（盗難、持ち出し家財、水災は除きます）

上記の「1から5」の事故によりお支払いする損害保険金の10%が限度で対象になります。

上記「9」の事故で、住宅総合または店舗総合の契約に水災支払方法変更特約が付帯されていた場合、水害保険金の10%が限度で対象になります。

● 失火見舞費用保険金

保険の目的または保険の目的を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発により、第三者の所有物の滅失、き損または汚損した場合に対象となります。ただし、煙損害または臭気付着の損害は除きます。

1被災世帯あたりの支払額（20万円）を被災世帯に乗じて得た額で、保険金額（保険金額が保険価額をこえるときは保険価額）の20%限度となります。

● 地震火災費用保険金

地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の目的が損害を受け、その状況が約款に規定された内容に該当した場合。

保険金額（保険金額が保険価額をこえるときは保険価額）の5%で1構内300万円限度でお支払いの対象になります。72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、1事故とみなします。

● 価額協定特約特別費用保険金

価額協定特約条項が付保された契約で、保険の目的が全損である場合に限り、損害保険金の10%に相当する額で1構内200万円限度でお支払いの対象になります。